

## 利 用 上 の 注 意

1. 本調査の一次集計及び二次集計（産業横断調査（企業等に関する集計））においては、日本標準産業分類（第14回改定）に掲げる産業に属する法人企業を、三次集計（産業横断調査（事業所に関する集計））においては、その傘下事業所を集計対象としている。また、四次集計（産業横断調査（企業等に関する集計及び事業所に関する集計））においては、それに加え、個人経営の企業及びその傘下事業所を集計対象としている。ただし、次の企業及びその傘下事業所は除いている。

- ①「大分類A－農業、林業」に属する個人経営の企業
- ②「大分類B－漁業」に属する個人経営の企業
- ③「大分類N－生活関連サービス業、娯楽業」のうち、「小分類 792－家事サービス業」に属する企業
- ④「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）」のうち、「中分類 93－政治・経済・文化団体」、「中分類 94－宗教」及び「中分類 96－外国公務」に属する企業
- ⑤「大分類S－公務（他に分類されるものを除く）」に属する企業

2. 法人企業（上記1. ③～⑤に属するものを除く。以下同じ。）について、日本標準産業分類（第14回改定）における大分類、中分類又は小分類ごとに売上（収入）金額（以下「売上高」という。）を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業を調査対象としている。

一次集計及び二次集計においては、調査対象企業の報告等を基に全体を推計した。

四次集計（企業等に関する集計）においては、調査対象企業については調査して得られた数値を使用し、それ以外の法人企業及び個人経営の企業（上記1. ①～⑤に属するものを除く。以下同じ。）については、本調査と同一の調査期日で実施した令和6年経済センサス - 基礎調査の結果を反映（個人経営のうち雇用者のいない企業は令和3年経済センサス - 活動調査において得られた数値を活用）して集計した。

＜経済構造実態調査 推計手法について（企業等）＞  
<https://www.stat.go.jp/data/kkj/kekka/pdf/suikeihou2.pdf>

3. 三次集計においては、法人企業の傘下事業所の売上高等の経理事項は、企業伸び率及び産業別伸び率を加味した伸び率を過去値に乘じることで推計した。なお、一部の法人企業※の傘下事業所については、調査して得られた数値を集計した。

四次集計（事業所に関する集計）においては、一部の法人企業※以外の法人企業及び個人経営の企業の傘下事業所について、本調査と同一の調査期日で実施した令和6年経済センサス - 基礎調査の結果を反映（個人経営のうち雇用者のいない事業所は令和3年経済センサス - 活動調査において得られた数値を活用）して集計した。

※ 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に基づく有価証券報告書等を提出している企業、売上高 1000 億円以上（かつ会社企業に限っては資本金 2 億円以上）の企業及び相互会社

<経済構造実態調査 推計手法について（事業所）>  
<https://www.stat.go.jp/data/kkj/kekka/pdf/suikeij2.pdf>

4. 一次集計は、速報値として公表するものである。
5. 売上高等の経理事項は 2023 年の 1 年間、それ以外の事項は 2024 年 6 月 1 日現在の数値である。
6. 売上高は、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日 各府省統計主管課長等会議申合せ）（令和 3 年 7 月 27 日改定）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。  
<ガイドライン>  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000777097.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf)
7. 調査票の未回答項目や回答内容の矛盾などについては、内容を精査し、2023 年経済構造実態調査、公開情報等を基に、補完を行った上で結果表として集計した。  
<経済構造実態調査 推計手法について（企業等）>  
<https://www.stat.go.jp/data/kkj/kekka/pdf/suikeihou2.pdf>
8. 結果数値は表章単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。なお、比率は小数点以下第 2 位で四捨五入した。
9. 四捨五入により表章単位未満となった場合は「0」で表章している。該当数字がないものは「-」とした。
10. 「X」は、集計対象となる企業等の数が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に、該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象数が 3 以上の企業等に関する数値であっても、合計との差引きで、集計対象が 1 又は 2 の企業等の数値が判明する箇所は、併せて「X」とした。